

特定非営利活動法人はぐ

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人はぐ（以下「法人」という。）定款第19条の規程に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人は、役員は原則無給とする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は令和3年6月1日から施行する。